

学習指導要領解説（小学校 図画工作）

「指導計画の作成と内容の取扱い」について考える ②

第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、
適宜共同して作りだす活動を取り上げるようにすること。

なぜ、共同して作りだす活動を取り上げるようにするのですか？

それは、児童がお互いの考えを出し合いながら共同して表現していくことで、**様々な発想やアイデア、表し方**などがあることにお互いに気付き、**表現や鑑賞を高め合うこと**につながるからです。
ひとりで集中して表現や鑑賞に取り組むことも大切ですが、いろいろな人の様々な発想やアイデア、表し方を知ったり、さらに、互いに意見を交換して、そこからさらに新たな発想やアイデア、表し方を生み出していくことは大変重要です。

配慮すべきことはなんですか？

児童の実態を考慮しましょう

ペアやグループをつくるときに、意図なく常に生活班で行うのではなく、「造形的な感覚や発想や構想の能力」、「リーダー性」等児童の実態を考慮して班編制を行い、共同して作りだすことの目的を達成できるようにしましょう。
また、意見を交流する視点を明確にしたり絞ったりするなどして、グループ内で活発に意見の交流が行われるようにしましょう。

指導者が「共同して作りだす活動を取り入れる」ねらいを意識しましょう

共同して作りだす活動を取りあげるねらいは、「**様々な発想やアイデア、表し方**などがあることにお互いに気付き、**表現や鑑賞を高め合うこと**。」です。このねらいを達成するために、**グループの一人一人による、さまざまな発想やアイデア、表し方について意見の交流**を活発に行い、決められた部分をそれぞれ担当しただけで活動が終わらないようにしましょう。



今回は、小学校学習指導要領「指導計画作成上の配慮事項」の1の(5)『低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。』について、考えてみます。

11月29日（金）頃アップの予定です。